

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行います。審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とします。

(2) 審査方法

① 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

② 審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後1年以内に終了します。

③ 審査結果

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

3 博士学位論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること
- (2) 国内外の先行研究を適切に検討、吟味していること
- (3) 研究目的に照らして研究・分析の方法が適切であること
- (4) 論文構成が的確で、論理展開に整合性、一貫性、説得力があること
- (5) 全体を通して学術的な独創性が認められること
- (6) 国内外の学会や社会に対して貢献が認められること

4 学位授与までの主な流れ



5 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	9月期授与	3月期授与
博士論文提出基準の確認	10月1日～1月10日	4月1日～7月10日
聴聞会	10月～12月	5月～7月
「博士論文計画書」の提出 ※	2月末まで	8月末まで
「学位申請書」・学位論文(博士論文)等の書類一式の提出	5月末まで	11月末まで
公開口頭試問	6月～7月	12月～1月
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

6 博士論文提出要件

博士の学位論文は、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める下記の要件を満たした後でなければ、提出することができません。

(1) 研究業績について、次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 研究書（単著）が1冊以上あること

イ 査読のある「学術雑誌」に掲載された論文が2篇（共著の場合は第1著者であること）以上あること

ウ 査読のある「学術雑誌」に掲載された論文が1篇（共著の場合は第1著者であること）及び本研究科が研究論文と認める論文が3篇以上あること

(2) 外国語の学力に関する認定に合格していること。外国語の学力に関する認定は、次の方法で行います。

ア 入学試験の際に受験した外国語をもって、外国語の学力に関する認定に合格したものとする。

イ 社会人入学試験及び外国人留学生入学試験の合格者は、入学試験の口頭試問における語学の確認または演習担当教員の研究指導により、外国語の学力に関する認定に合格したものとする。

7 博士論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」へ掲出していますので、確認してください。